

日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第1号）第54条の規定に基づき、海上自衛隊における日豪物品役務相互提供の実施に関する達を次のように定める。

平成25年1月31日

海上幕僚長 海将 河野 克俊

海上自衛隊における日豪物品役務相互提供の実施に関する達

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 物品の相互提供

第1節 要請（第3条―第7条）

第2節 受諾（第8条―第11条）

第3章 役務の相互提供

第1節 要請（第12条―第15条）

第2節 受諾（第16条―第19条）

第4章 雑則（第20条・第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、海上自衛隊における日豪物品役務相互提供の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）訓令 日豪物品役務相互提供の実施に関する訓令（平成25年防衛省訓令第1号）をいう。
- （2）物品管理官 訓令第2条第8号に掲げる者及び訓令第51条第1項の規定に基づき、防衛省物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）別表第3事務の範囲の欄中6に掲げる事務を行う代行機関をいう。
- （3）支出負担行為担当官 海上自衛隊契約規則（昭和43年海上自衛隊達第17号）別表第1項の表に掲げる支出負担行為担当官をいう。
- （4）契約担当官 海上自衛隊契約規則（昭和43年海上自衛隊達第17号）別表第2項の表に掲げる契約担当官又は同規則第3条第3項の規定により海上幕僚長から任命された契約担当官及び分任契約担当官をいう。
- （5）歳入徴収官 海上自衛隊債権管理事務取扱規則（平成19年海上自衛隊達第12号）別表第1第1項の表に掲げる歳入徴収官たる海上幕僚監部総務部長を

いう。

(6) 資金前渡官吏 海上自衛隊出納官吏等配置任命規則（昭和32年海上自衛隊達第53号）別表第2に掲げる資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏又は同規則第6条の規定により海上幕僚長から任命された資金前渡官吏及び分任資金前渡官吏をいう。

(7) 謄本 正本又は正本の写しの内容を完全に写しとり、余白又は裏面に作成者が「正本と相違ないことを証明する。」と記載し、証明年月日、作成者の官職及び氏名を記載し、職印又は公印を押印した認証謄本をいう。

## 第2章 物品の相互提供

### 第1節 要請

(物品の提供の要請)

第3条 実施権者は、物品の提供の要請を行うときは、発注証の送付に先立ち、豪軍実施権者と当該物品の品目、数量、受領の時期及び場所その他必要な事項について協議するものとする。

(物品の受入れ等)

第4条 物品管理官は、物品の受入れを行うときは、物品の引渡しを行う豪軍に対し、豪軍受諾証の謄本を提示し、その謄本の記載内容と当該物品とを照合し、確認をするものとする。

2 訓令第7条第2項に規定する豪軍受諾証の正本への署名において、豪軍が豪軍受諾証の正本2通を用意できなかった場合には物品管理官は、訓令第6条第2項により実施権者から送付された豪軍受諾証の謄本の写しを作成し、これに署名を行い、豪軍に交付するものとする。

3 訓令第7条第3項の規定により通知を受けた実施権者は、次の各号のいずれかにより処置するものとする。

(1) 任務遂行に支障があると判断するときは、豪軍に対し、受領できないことの申入れ

(2) 物品を受領するときは、豪軍受諾証の正本に記載された事項の訂正

(物品の決済)

第5条 物品管理官は、訓令第9条第1項及び第2項に定める決済の可否を判断するため、提供された物品とともに、豪軍の受領者に受領証明済豪軍受諾証の謄本を提示し、その記載内容と当該物品の状態を確認するものとする。

2 前項の規定により確認が終了したときは、物品管理官は、受領証明済豪軍受諾証の謄本に豪軍の受領者の署名を受け、写しを実施権者に送付するものとする。また、物品管理官の指定する引渡しを行う者は、豪軍の受領者の提示する受領証明済豪軍受諾証に署名又は押印するものとする。

(償還の手続等)

第6条 支出負担行為担当官(現金払の場合にあつては当該支払に係る契約担当官)は、償還するときに、訓令第11条第1項の規定により送付された受領証明済豪軍受諾証の謄本を検査調書とみなす場合、当該受領証明済豪軍受諾証の謄本の上部欄外に「検査調書」と記入するものとする。

2 支出負担行為担当官は、検査調書又は前項の規定により検査調書とみなす受領証明済豪軍受諾証(以下本条において「検査調書等」という。)を官署支出官に送付するものとする。ただし、現金払の場合にあつては当該支払に係る契約担当官は、検査調書等を当該資金前渡官吏に送付するものとする。

3 官署支出官又は資金前渡官吏は、前項の規定により送付を受けた検査調書等及び豪軍の会計機関から送付を受けた請求書により、支払手続を行うものとする。

4 官署支出官は、前項の規定により手続をしたときは、海上幕僚監部装備部長(以下「海幕装備部長」という。)に通知するものとする。ただし、現金払の場合にあつては実施権者は、訓令第53条の規定に基づき報告するものとする。

(豪軍受諾証等の記載事項の修正)

第7条 実施権者は、訓令第9条第4項及び第5項並びに訓令第13条の規定により、豪軍受諾証又は受領証明済豪軍受諾証に記載された事項を修正する場合には、該当する欄又は余白部分に修正事項を記入するものとする。ただし、決済方法を修正する場合には、当該修正を行った箇所に署名又は英字活字体で官職及び氏名を記入し、公印を押印するものとする。

2 実施権者は、前項の規定により修正したときは、当該豪軍受諾証又は受領証明済豪軍受諾証の謄本を該当する関係先に送付するものとする。

## 第2節 受諾

(物品の提供の受諾)

第8条 実施権者は、物品の提供の受諾に先立ち、豪軍実施権者から物品の提供の協議があつたときは、物品管理官に当該物品の提供の可否について意見を求めた上で、当該物品の品目、数量、提供の時期及び場所その他必要な事項について協議するものとする。

2 実施権者は、豪軍実施権者から発注証の送付を受けた場合において、物品を提供することができないと判断したときは、当該発注証に受諾することができないことを記入し、豪軍実施権者に送付するものとする。

(物品の返還の受入れ)

第9条 物品管理官は、豪軍の物品引渡し者から物品の返還の受入れを行うときは、受領証明済受諾証の謄本の記載内容と当該物品とを照合して、訓令第19条第1項各号に定める決済が行われたことを確認するものとする。

2 物品管理官は、前項の確認の結果、満足のできる状態及び方法による物品の返還であると認めるときは、受領証明済受諾証の謄本に豪軍引渡し者の署名を受け、

その写しを実施権者に送付するものとする。また、物品管理官の指定する受領を行う者は、豪軍引渡し者の提示する受領証明済受諾証に署名又は押印するものとする。

(納入告知書の送付)

第10条 訓令第20条第2項の規定により送付する納入告知書には、歳入徴収官が作成した受領証明済受諾証の謄本の写しを添付するものとする。

(受諾証等の記載事項の修正)

第11条 実施権者は、訓令第21条第1項及び第2項の規定により、受諾証又は受領証明済受諾証に記載された事項を修正する場合には、該当する欄又は余白部分に修正事項を記入するものとする。ただし、決済方法を修正する場合には、当該修正を行った箇所に署名又は英字活字体で官職及び氏名を記入し、公印を押印するものとする。

2 実施権者は、前項の規定により修正したときは、当該謄本を該当する関係先に送付するものとする。

### 第3章 役務の相互提供

#### 第1節 要請

(役務の提供の要請)

第12条 実施権者は、役務の提供の要請を行うときは、発注証の送付に先立ち、豪軍実施権者と当該役務の内容、受領の時期及び場所、決済の区分その他必要な事項について協議するものとする。

(償還の手続等)

第13条 支出負担行為担当官（現金払の場合にあつては当該支払に係る契約担当官）は、償還するときに、訓令第25条第2項の規定により送付を受けた受領証明済豪軍役務受諾証の謄本を同条第3項の規定によって検査調書とみなす場合、当該受領証明済豪軍役務受諾証の上部欄外に「検査調書」と記入するものとする。

2 支出負担行為担当官は、検査調書又は前項の規定により検査調書とみなす受領証明済豪軍役務受諾証（以下本条において「検査調書等」という。）を官署支出官に送付するものとする。ただし、現金払の場合にあつては当該支払に係る契約担当官は、検査調書等を当該資金前渡官吏に送付するものとする。

3 官署支出官又は資金前渡官吏は、前項の規定により送付を受けた検査調書等及び豪軍の会計機関から送付を受けた請求書により、支払手続を行うものとする。

4 官署支出官は、前項の支払手続を行ったときは、海幕装備部長に通知するものとする。ただし、現金払の場合にあつては実施権者は、訓令第53条の規定に基づき報告するものとする。

(役務決済による役務の受領)

第14条 役務要請部隊等の長は、役務の受領をするときは、役務の引渡しをする

豪軍に豪軍役務受諾証の謄本を送付し、その謄本の記載内容と当該役務の内容とを照合し、確認をするものとする。

2 訓令第26条第2項に規定する豪軍役務受諾証への署名において、豪軍が豪軍役務受諾証2通を用意できなかった場合には、役務要請部隊の長は、訓令第23条第2項により実施権者から送付された豪軍役務受諾証の写しの謄本を作成し、これに署名を行い、豪軍に交付するものとする。

3 訓令第26条第3項の規定により通知を受けた実施権者は、次の各号のいずれかにより処置するものとする。

(1) 任務遂行に支障があると判断するときは、豪軍に対し、受領できないことの申入れ

(2) 役務を受領するときは、豪軍役務受諾証の正本に記載された事項の訂正  
(豪軍役務受諾証等の記載事項の修正)

第15条 実施権者は、訓令第31条各項の規定により、豪軍役務受諾証又は受領証明済豪軍役務受諾証に記載された事項を修正する場合には、該当する欄又は余白部分に修正事項を記入するものとする。ただし、決済方法を修正する場合には、当該修正を行った箇所に署名又は英字活字体で官職及び氏名を記入し、公印を押印するものとする。

2 実施権者は、前項の規定により修正したときは、当該豪軍役務受諾証又は受領証明済豪軍役務受諾証の謄本を該当する関係先に送付するものとする。

## 第2節 受諾

(役務の提供の受諾)

第16条 実施権者は、役務の提供の受諾に先立ち、豪軍実施権者から役務の提供の協議があったときは、役務提供部隊等の長に当該役務の提供の可否について意見を求めた上で、当該役務の内容、受領の時期及び場所、決済の区分その他必要な事項について協議するものとする。

2 実施権者は、豪軍実施権者から発注証の送付を受けた場合において、役務を提供することができないと判断したときは、当該発注証に受諾することができないことを記入し、豪軍実施権者に送付するものとする。

(納入告知書の送付)

第17条 訓令第36条第2項の規定により送付する納入告知書には、歳入徴収官が作成した受領証明済役務受諾証の謄本の写しを添付するものとする。

(決済のための役務の受領)

第18条 役務受領部隊の長は、豪軍に提供した役務について役務決済するときは、受領証明済役務受諾証の謄本の記載内容と当該役務とを照合し、訓令第37条第1項に定める決済が行われたことを確認するものとする。

2 役務受領部隊の長は、前項の確認の結果、満足のできる状態及び方法による役

務の返還であると認めるときは、役務返還者が署名した受領証明済役務受諾証の謄本に、役務受領部隊の長が指定する受領を行う者が署名し、その写しを実施権者に送付するものとする。

(役務受諾証等の記載事項の修正)

第19条 実施権者は、訓令第38条の規定により、役務受諾証又は受領証明済役務受諾証に記載された事項を修正する場合には、該当する欄又は余白部分に修正事項を記入するものとする。ただし、決済方法を修正する場合には、当該修正を行った箇所に署名又は英字活字体で官職及び氏名を記入し、公印を押印するものとする。

2 実施権者は、前項の規定により修正したときは、当該役務受諾証又は受領証明済役務受諾証の謄本を該当する関係先に送付するものとする。

#### 第4章 雑則

(実績報告)

第20条 実績報告は、別記様式により行うものとする。

(委任規定)

第21条 この達の実施に関して必要な事項は、海上幕僚長の承認を得て実施権者が定めることができる。

附 則

この達は、平成25年1月31日から施行する。

